

第3回前橋市・富士見村合併協議会会議録

1 日時

平成20年7月3日（木） 13:58から

2 場所

前橋プラザ元気21 ホール（3階）

3 出席者

高木政夫 会長（前橋市長）

福島節夫 副会長（富士見村長）

（規約第2号委員、副市長・副村長）

大塚克巳 委員（前橋市副市長）

宮地英征 委員（富士見村副村長）

（規約第3号委員、両市村の議会の議員）

○前橋市議会議員

青木登美夫 委員

関本照雄 委員

○富士見村議会議員

小林 實 委員

新井安正 委員

樺澤裕満 委員

（規約第4号委員、両市村長それぞれが指名する学識経験者）

○前橋市長が指名する委員

笠原幸雄 委員

曾我孝之 委員

樺澤弥里 委員

庄司雅美 委員

○富士見村長が指名する委員

中 嶋 清 一 委員

樺 澤 壽美子 委員

下 田 佐 一 委員

金 澤 賢 委員

(規約第5号委員、両市村長が協議して定める学識経験者)

湯 沢 昭 委員

服 部 徳 昭 委員

中 村 博 委員

4 欠席者

大 崎 美 一 委員

5 議事

◎ 開 会

司会者 本日は、公私ともにお忙しいところ、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

定刻前でありますけれども、本日出席を予定しております委員さん全員お揃いになりましたので、ただいまから、第3回前橋市・富士見村合併協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、前橋市・富士見村合併協議会事務局長の宮沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、前橋市・富士見村合併協議会会長であります高木前橋市長より、あいさつをお願いいたします。

◎ あ い さ つ

高木政夫会長 皆さん、こんにちは。お暑い中、また、忙しい中を皆さん方

にご出席をいただき誠にありがとうございます。前橋市・富士見村合併協議会の会長を務めさせていただいております、前橋市長の高木政夫でございます。

第3回の協議会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

本日の第3回協議会では、議会の議員や農業委員会の委員の取扱い、使用料、手数料等の取扱い、さらには、各種事務事業の取扱いなど、住民の皆さんにとりまして関心が高く、また、住民生活に関わりの深い11件の議案について、ご協議をお願いしたいと考えております。

前橋市と富士見村の合併協議もいよいよ大詰めを迎え、本日の協議会で、24の協議項目すべての協議を行い、合併協議会における実質的な協議を終了することになります。

どうか委員の皆さまには、これまでと同様に、両市村の合併に向けて、以前の合併協議会での協議結果を十分に踏まえながら、公平、平等、そして真摯な協議を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いをいたします。

◎ 協 議 事 項

司会者 続きまして、議事に入らせていただきます。

協議会規約によりまして、会長が議長となることとされておりますので、会長の高木市長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は、19人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数20人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めにより、会議が成立しておりますことを申し添えます。

それでは、高木会長、よろしく願いいたします。

高木政夫会長 それでは、ただいま司会者から説明がありましたように、会長が議長となることとありますので、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

はじめに、会議録署名人についてであります。会議運営規程に基づき、議長が指名することとなっております。

名簿の順によりまして、前回の合併協議会では富士見村の宮地副村長をお願いいたしましたので、今回は前橋市の青木議長さんをお願いしたいと思

ます。

(「異議なし」の声あり)

高木政夫会長 それでは、会議次第に沿って進めたいと思います。

はじめに、次第の3番「協議事項」ではありますが、議案第29号、平成19年度前橋市・富士見村合併協議会決算認定について、事務局より説明を願います。

事務局 前橋市から、事務局に派遣をされております、斎藤でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

協議事項につきましては、この後、事務局及び専門部会より、ご説明をさせていただきますが、その前に、本日の資料につきまして、確認を含め、ご説明をさせていただきます。

はじめに、「第3回前橋市・富士見村合併協議会」と表紙に、記載をしてございます、資料番号を付していない、少し厚めの資料ではありますが、本日、ご協議をいただく「議案資料」となります。本日の「次第」につきましては、この表紙の裏面に記載をしてございます。

次に、右上に「資料1」と付してあります、A4版の1枚紙でございますが、前橋市・富士見村合併協議会でご協議いただく、24の協議項目と協議予定を整理したものであります。24項目のうち、太字で強調した項目が、本日、ご協議いただく協議項目となっております。

次に、A4版横の水色のバインダーに綴じてあります資料が、「資料2」となります。中に、インデックス番号が、1から9まで付してございますが、1から5までは、前回の合併協議会でご協議をいただいたものでありまして、6から9までが、本日、ご協議をいただく専門部会ごとの「行政制度比較表」となります。

この行政制度比較表は、両市村の行政制度等について、項目毎に調整方針案を、記載したものであります。

前橋市・富士見村合併協議会の24の協議項目のうち、協議項目23「各種事務事業の取扱い」につきましては、この行政制度比較表の中から、特に住民生活に関わりの深い項目等を抽出し、その取扱いについて、議案としてご協議をお願いするものであります。

次に、カラー印刷してあります「資料3」でございますが、合併特例法に基づきます、群馬県知事との協議を踏まえた「新市基本計画」であります。

前回の協議会終了後に、群馬県知事と協議を行い、原案について意見をいただいておりますので、その意見を踏まえまして、修正したものとなっております。以上が、本日の資料となります。

なお、本日の合併協議会では、協議項目が多く、その所管が複数の専門部に及びますことから、ご覧いただく資料が、まちまちになったり、説明者が、席を入れ変わることとなりますので、あらかじめ、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、議案をご説明させていただきますので、表紙に「第3回前橋市・富士見村合併協議会」と記載してあります議案資料の1ページをご覧ください。

「議案第29号、平成19年度前橋市・富士見村合併協議会決算認定」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、「平成19年度前橋市・富士見村合併協議会決算について、前橋市・富士見村合併協議会財務規程第10条第1項の規定に基づき、監査結果報告書を付けて認定を求める。」というものでございます。

内容でございますが、2ページをご覧いただきたいと思っております。

はじめに、歳入歳出決算書の「歳入」であります。太線で囲っております「収入済額」の欄であります。上段から、第1款負担金、第1項負担金の構成市村負担金は、189万5千円で、内訳は、前橋市が154万8千円、富士見村が34万7千円あります。

この負担金の額につきましては、協議会運営と事務局運営に係る経費は均等割といたしまして、協議会だより発行のように、人口規模により経費に明確な差異が表れるものにつきましては、人口割での負担となっております。

次に、第2款県支出金の協議会支援補助金は、90万円でありまして、第3款諸収入の預金利子は、77円でありました。

これらの歳入合計は、279万5千77円となります。

次に、3ページをご覧ください。「歳出」であります。太線で囲っております「支出済額」の欄であります。上段から、第1款協議会費、第1項会議運営費39万6千577円につきましては、協議会運営に係る消耗品費等の経費でありまして、第2項事務費25万5千485円につきましては、事務局運営に係る消耗品費等の経費となっております。

次に、第2款事業費、第1項広報周知費114万9千687円につきましては、協議会だより創刊号13万8千6百部の印刷製本費であります。

これらの歳出合計は、180万1千749円となります。

そして、歳入合計279万5千77円から、歳出合計180万1千749円を差し引きますと、99万3千328円が、次年度への繰り越しとなります。

4ページから7ページにかけまして、参考資料といたしまして、合併協議会や各専門部会の開催状況などを纏めた、平成19年度の事業報告と監査結果報告書を掲載しております。

議案第29号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

高木政夫会長 続きまして、監査委員より監査結果報告をお願いいたします。

監査委員を代表いたしまして、前橋市の藤井監査委員をお願いいたします。

藤井監査委員 ご指名をいただきました監査委員の藤井でございます。決算監査結果につきまして、監査委員を代表してご報告させていただきます。

平成19年度前橋市・富士見村合併協議会歳入歳出決算につきまして、関係諸帳簿等を見させていただき、歳入歳出決算を監査したところ、決算計数及び関係諸帳簿は、適正に処理されていることを認めましたので、ご報告いたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

高木政夫会長 ただいま説明がございました議案第29号、平成19年度前橋市・富士見村合併協議会決算認定について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようでありますので、議案第29号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第29号、平成19年度前橋市・富士見村合併協議会決算認定については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第30号、協議項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」について、議会部会より説明願います。

議会部会副部長 議会部会、副部長の富士見村議会事務局長の綿貫でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案資料の 8 ページをご覧ください。

議案第 30 号、協議項目 6 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する こと」について、ご説明させていただきます。議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「前橋市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例等に関する法律第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用し、前橋市の議会の議員の残任期間に限り、合併前の前橋市の議会の議員の定数に、合併前の富士見村の区域を区域として設けられる選挙区の定数を加えた数とし、当該選挙区の定数は、3 人とする。」というものでございます。

次に、9 ページをご覧ください。参考資料でございます。

「1 定数、任期等」の欄をご覧ください。前橋市の議員の任期は、平成 21 年 2 月 22 日までですので、合併前に定数 40 人で一般選挙を行うこととなります。

次に、「2 定数特例を適用する場合」の図をご覧ください。前橋市の一般選挙後の平成 21 年 5 月 5 日に合併する予定でございますが、合併に伴い、富士見村の議会の議員は、合併の日の前日をもってその身分を失うこととなりますので、合併後の富士見区域の住民の意見を前橋市の行政に反映させるため、定数特例を適用することといたしました。

この定数特例による富士見区域の定数 3 人の増員選挙は、公職選挙法の規定により合併後 50 日以内に行われ、任期は、前橋市の議会の議員の残任期間であります平成 25 年 2 月 22 日までとなります。

次の一般選挙では選挙区はなくなり、特例措置を用いない条例定数で選挙を行うこととなります。

次に、10 ページをご覧ください。「3 財政効果」としまして、定数特例を適用した場合の合併後 10 年間の財政効果を記載しております。

議案第 30 号の説明は、以上でございます。

次に、議会部会行政制度比較表について、ご説明いたします。

別冊の資料 2 の 6 をご覧ください。議会部会が所管する事務事業といたしましては、1 ページの 1 番「議員定数」から 7 ページの 31 番「議員 OB 会」まで、31 項目がございます。

それぞれの項目ごとに、前橋市と富士見村の行政制度等の内容とその行政制度の調整方針案を記載しておりますので、先ほどご説明しました議案と併せてご協議いただきたいと思いますと考えております。

議会部会からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がございました議案第30号、協議項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事」及び「議会部会行政制度比較表」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

関本照雄委員 議長。

高木政夫会長 はい、どうぞ。

関本照雄委員 前橋市の副議長です。定数特例を適用して定数が3人ということに関しましては、富士見村の議員の皆さまの絶大なるご協力をいただいたことを大変に感謝をいたします。そこで、5月5日の合併後の選挙につきましてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

前橋市では、6月の定例会が6月の月初にはじまるということですので、50日以内といっても期限が限られるのではないかと思いますので、その辺につきましての選挙の日程とか。もし、お考えが纏まっていればお聞かせ願いたいと思います。

事務局 事務局の方からお答えさせていただきます。6月の議会に富士見の3人の議員さんに参加をしていただけるそのような段取りに、実質的には選挙管理委員会の方で決めるわけですが、なるべく早く選挙が出来るように、6月議会に3人の方が必ず参加できるようなそんな段取りで、何時とは言えませんがそのような考え方でおります。

高木政夫会長 他にご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 他に意見もないようでありますので、議案第30号について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第30号、協議項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事」及び「議会部会行政制度比較表」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第31号、協議項目7「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事」について、産業部会より説明願います。

産業部会副部長 産業部会、副部長の富士見村産業課長の横山でございます。よろしく願います。

議案資料の11ページをご覧ください。

議案第31号、協議項目7「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事」について、ご説明させていただきます。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「富士見村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適用し、前橋市の農業委員会の選挙による委員の残任期間に限り、前橋市の農業委員会の選挙による委員として在任する。」というものでございます。

次に、12ページをご覧ください。参考資料でございます。

上の表、「1 農業委員会の委員の定数、任期等の状況」をご覧ください。表の中ほどに記載のとおり、農業委員会の委員の任期は、3年で、次の任期は、平成20年7月20日から平成23年7月19日までと、両市村、同じになっております。

議案にあります合併特例法第11条第1項に規定されています「在任期間の特例」の適用は、富士見村の農業委員で「選挙による委員9人」に限り、平成21年5月5日の合併時から、引き続き前橋市の農業委員会の委員となるというものでございます。

次ページをご覧ください。先ほど説明しました今回の在任期間の特例を図示したものとなります。また、財政効果の試算も記載しておりますので、併せてご確認いただければと思います。

議案第31号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第31号、協議項目7「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

関本照雄委員 議長。

高木政夫会長 はい、どうぞ。

関本照雄委員 引き続きで申し訳ございませんが、前号の議員の処遇につきましては定数特例を設けて3人というかたちでありましたのが、この農業委員については、在任特例を適用して選挙による9人がそのまま農業委員として在任するという、こういう経緯につきまして、ご説明をお願いできればと思いますが、よろしくお願いたします。

産業部会長 産業部会長の前橋市の農政部長の永見でございます。この委員

さんの任期、あるいは人数につきましては、前橋市農業委員会事務局と富士見村農業委員会事務局、あるいは、委員さん同士で度重なる話し合いを行い調整をさせていただいた結果、任期も同じということもありまして、そのまま選挙による委員さんを引き継いで、前橋市農業委員会の、一つの農業委員会として事業を実施していくことで合意形成を得たものでございます。以上でございます。

関本照雄委員 そうしますと、この在任期間の農業委員さんについての報酬は、前橋市の農業委員の報酬に合わせるということで認識してよろしいのでしょうか。

産業部会長 はい、そのとおりでございます。

高木政夫会長 よろしいですか。

高木政夫会長 他にご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 他にないようでございますので、議案第31号について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第31号、協議項目7「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第32号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、産業部会の所管する事務事業について、産業部会より説明願います。

産業部会副会長 議案資料の14ページをご覧ください。

議案第32号、協議項目23「各種事務事業の取り扱いに関する事」のうち、産業部会の所管する事務事業について、ご説明させていただきます。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり「1 商工・観光事業の取扱い」でございますが、「(1) 富士見村で行われているまつり、イベントの取扱いについては、当分の間、現行のままとする。(2) 金融制度の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。」というものでございます。

続きまして、「2 農業施策の取扱い」でございますが、「農業施策の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で、独自に実施している施策等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。」というものでございます。

次に、15ページをご覧ください。まつり、イベントの概要及び参考として、(1)「観光協会」及び(3)の「観光振興事業」の概要を記載しております。

次に、16ページから18ページは、(4)「金融制度」の概要となります。前橋市では16の金融制度、富士見村では5つの制度を実施しております。16ページに記載してあります小口資金では前橋市の利率が2.3%、富士見村では県の利率の3.2%の内、1.5%を利子補給しておりますので、実質的には前橋市の利率より0.6%低いこととなります。しかし、これ以外の制度は、全般的に前橋市の融資制度の方が中小企業者にとってメニューも増え、金利も低いなどの判断から「前橋市の制度に調整する」ものとさせていただきます。合併後は中小企業の方にとりまして、大きなメリットになるのでは、ないかと思っております。

次に、19ページをご覧ください。(1)「地域農政推進対策事業」につきましては、8項目ありますが、認定農業者支援事業、集落営農組織支援事業等が充実している前橋市の制度を基本に施策を推進しようとするものでございます。

次に、20ページをご覧ください。(2)の「農業近代化資金等利子補給」について、でございますが、前橋市では、6つの資金に利子補給を行っておりまして、全般的に高い水準になっております。合併後は、内容が充実しております前橋市の制度を基本に施策を推進しようとするものでございます。

次に、21ページをご覧ください。(3)の「水田農業構造改革対策事業」について、でございますが、表にあるとおりすべて前橋市の制度となっておりますが、それを富士見村に拡大し水田営農対策の充実を図るものでございます。

次に、22ページ、(4)の「園芸振興対策事業」をご覧ください。この事業も、前橋市の制度はメニューが豊富で内容が充実しているため、前橋市の制度に調整するものでございます。

次に、25ページをご覧ください。「畜産関係」であります。合併後におきましては、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、有機質資源の適正処理・循環利用の促進を図るため、畜産環境保全に配慮しながら、畜産経営の確立を目指してまいります。主な事業といたしましては、「畜産経営振興事業」「家畜等導入事業」及び「畜産環境整備事業」でありまして、全体的に、前橋市の事業内容が充実しておりますので、前橋市の制度を基本に施策を推進しようとするものでございます。

次に、27ページをご覧ください。「林業振興事業」につきましては、合併後に森林面積が拡大しますのでそれに対応した、森林病虫害等防除事業及び有害鳥獣駆除対策事業を中心に施策を講じたいと考えております。

議案第32号の説明は、以上でございます。

次に、産業部会の行政制度比較表について、ご説明いたします。

別冊の資料2の7をご覧ください。産業部会が所管する事務事業としましては、1ページの1番「商工会議所・商工会」から43ページの66番「農業共済事業」まで、66項目がございます。

それぞれの項目ごとに前橋市と富士見村の行政制度等の内容とその行政制度の調整方針案を記載しておりますので、先ほどご説明しました議案と併せてご協議いただきたいと思いますと考えております。

産業部会からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第32号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、産業部会の所管する事務事業及び「産業部会行政制度比較表」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようでありますので、議案第32号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第32号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、産業部会の所管する事務事業及び「産業部会行政制度比較表」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第33号、協議項目15「審議会等の取扱いに関する事」について、総務部会より説明願います。

総務部副部長 総務部会、副部会長の富士見村総務課長の椛澤でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議案資料の29ページをご覧ください。

議案第33号、協議項目15「審議会等の取扱いに関する事」について、ご説明させていただきます。議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「富士見村に置かれている審議会等は、原則として前橋市の審議会等

に統合するものとする。なお、独自に置かれている審議会等については、実態を考慮し整備するものとする。審議会等の委員構成については、必要により富士見村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。」というものでございます。

参考資料といたしまして、30ページから32ページまでに、両市村の審議会等を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

議案第33号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第33号、協議項目15「審議会等の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようでございますので、議案第33号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第33号、協議項目15「審議会等の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第34号、協議項目16「一部事務組合の取扱いに関する事」について、事務局より説明願います。

事務局 それでは、33ページをご覧ください。議案第34号、協議項目16「一部事務組合の取扱いに関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「富士見村は、群馬県市町村総合事務組合及び群馬県市町村会館管理組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。」というものでございます。

参考資料としまして、34ページに、一部事務組合の設置状況を掲載しております。

議案第34号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第34号、協議項目16「一部事務組合の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようでありますので、議案第34号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第34号、協議項目16「一部事務組合の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第35号、協議項目17「消防団の取扱いに関する事」について、住民部会より説明願います。

住民部会員 住民部会会員の富士見村生活環境課長の関口でございます。よろしく願いいたします。

議案資料の35ページをご覧ください。

議案第35号、協議項目17「消防団の取扱いに関する事」について、ご説明させていただきます。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「富士見村の消防団は、現行のまま新市に引き継ぎ、組織・形態については、合併後に再編・整理等を行うものとする。富士見村の消防団員の待遇等については、富士見村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする。」というものでございます。

次に、36ページをご覧ください。参考資料でございます。

「1の消防団の組織」ですが、前橋市の組織は、5個の方面団・18個の分団・51個の部により編成されており、定員は1,155人でございます。富士見村の組織は、8個の分団により編成されており、定員は165人でございますので、富士見村の消防団をそのまま引き継ぎますと、新市の消防団の組織体制はこの後ご説明いたしますが、定員は1,320人となります。

また、団員の就業形態を見ますと、前橋市ではサラリーマン団員が全団員の65%、富士見村では72.5%と、富士見村の方が高い割合を示しておりますが、共に昼間の消防力の確保対策として、事業所などとの消防団活動に対する協力体制の構築が必要でございます。

続きまして、「2の階級・報酬・費用弁償」ですが、前橋市の消防団員の階級は、国が示す階級の基準どおりであり、富士見村では、独自でラッパ長などの階級を設けておりますが、合併後、前橋市の制度にあわせるものでございます。

また、報酬は、団長及び副団長が富士見村のほうが高く、分団長以下は概ね前橋市と同額であります。日当・宿泊料とともに合併後、前橋市の制度にあわせるものでございます。

また、運営交付金や出動手当等につきましては、富士見村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整するものでございます。

続いて、37ページをご覧ください。「3の新市の消防団の組織体制」ですが、富士見村消防団は、新たに第6方面団として、8個ある分団を2個の分団と8個の部に編成替えをするため、新市の消防団の組織体制は、6個の方面団、20個の分団、59個の部とするものでございます。

議案第35号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第35号、協議項目17「消防団の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたなら、お願いをいたします。

《質疑応答》

曾我孝之委員 議長。

高木政夫会長 どうぞ。

曾我孝之委員 ご質問いたします。大変消防団のなり手がなくて困っているというのが現状ではないかなと思います。そういう中で、前橋市の方のレベルにということは下がる部分が多いのですけれども、その辺平気なんでしょうか。

住民部会員 お答えを申し上げさせていただきます。今回の調整にあたりましては、事務サイドの協議のほかに、前橋市消防団並びに富士見村消防団との協議もあわせて行わせていただく中で、今回お世話になる内容で調整をさせていただいたという内容でございます。よろしく願いいたします。

高木政夫会長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 他にないようでございますので、議案第35号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手多数)

高木政夫会長 挙手多数であります。

よって、議案第35号、協議項目17「消防団の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第36号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、住民部会が所管する事務事業について、住民部会より説明願います。

住民部会副会長 住民部会、副会長の富士見村住民課長の栗原でございます。よろしく願いいたします。

議案資料の38ページをご覧ください。

議案第36号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、住民部会の所管する事務事業について、ご説明させていただきます。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「国民健康保険税の税率については、合併年度はそれぞれの市村の例により、平成22年度に統一するものとする。」というものでございます。

次に、39ページをご覧ください。参考資料といたしまして、1番の「国保税率」から7番の「加入状況」まで、両市村の数値等を記載しております。

国民健康保険事業は、市町村が事業主体となっておりますことから、各市町村において、それぞれ国保税率を条例により定めているところでありまして、1番の「国保税率」、2番の「賦課割合」や3番の「低所得世帯に対する軽減措置」には、それぞれ差異が生じているところでございます。このため、激変緩和措置を設け、平成22年度から国保税を統一するというものでございます。

1番上の表、国保税率の資産割の部分をご覧ください。前橋市の国保税では、所得に関係なく、保有している土地や家屋などに応じて税率を定める「資産割」を平成20年度から廃止しておりますが、富士見村では、資産割による税率を定めているところが、主な違いとなります。

次に、3つ目の表、低所得世帯に対する軽減措置をご覧ください。前橋市は、平成20年度から低所得者世帯に対する軽減措置を充実させており、軽減割合の区分が、それぞれ7割、5割、2割ときめ細かくなっております。合併後、富士見村にも、前橋市の軽減措置を取り入れるものであります。

議案第36号の説明は、以上でございます。

次に、住民部会の行政制度比較表について、ご説明いたします。

別冊の資料2の8をご覧ください。住民部会が所管する事務事業としましては、1ページの1番「行政自治委員制度」から55ページの132番「特

定保健指導」まで、132項目がございます。

それぞれの項目ごとに、前橋市と富士見村の行政制度等の内容とその行政制度の調整方針案を記載しておりますので、先ほどご説明いたしました議案と併せてご協議いただきたいと思いますと考えております。

住民部会からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第36号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、住民部会の所管する事務事業及び「住民部会行政制度比較表」について、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

関本照雄委員 議長。

高木政夫会長 はい、どうぞ。

関本照雄委員 この税率の統一に関しては、平成22年度ということで、1年しか間がありません。確か大胡、粕川、宮城との合併のときは、もう少し時間をかけて統一をしたという記憶があるのですが。この1年しかないというのは、何か理由があるのでしょうか。

住民部会員 前橋市国保年金課長の萩原でございます。ご指摘のとおり、確かに大胡、宮城、粕川のときには3年間不均一という経過がございました。富士見以上に差があって、税率格差があったということでした。

今回の場合には、富士見さんの方にも合併までに、21年度のときに、今の段階ですけれど、予定ですけれど、できるだけ近づけたいというご意向もあるようですので、その点を踏まえて、平成21年度は不均一、22年度に統一したいという考えでございます。

関本照雄委員 そうしますと、富士見の住民の方の負担というのは、前橋市に22年度に統一されても、色々な軽減措置を前橋市はしっかりとしているので、あまり大差がないと、差異が生じないという理解でよろしいのでしょうか。

住民部会副部長 はい、お答えいたします。そのとおりでございます。

高木政夫会長 他にご発言、ご意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 他にないようでありますので、議案第36号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手多数)

高木政夫会長 挙手多数であります。

よって、議案第36号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事
と」のうち、住民部会の所管する事務事業及び「住民部会行政制度比較表」
については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第37号、協議項目18「使用料、手数料等の取扱いに関する
こと」について、総務部会より説明願います。

総務部会員 総務部会会員の富士見村企画財政課長の狩野でございます。よ
ろしくお願いいたします。

議案資料の40ページをご覧ください。

議案第37号、協議項目18「使用料、手数料等の取扱いに関する事
と」について、ご説明させていただきます。

使用料、手数料等につきましては、各専門部会に関連いたしますが、特に
住民生活に密着していると思われる上下水道料金や国民健康保険税、保育所
保育料などにつきましては、協議項目23の「各種事務事業の取扱いに関する
こと」の中で、個別に取り上げご協議をお願いしたところでございます。

協議項目18「使用料・手数料等の取扱いに関する事
と」におきましては、
個別に取り上げるもの以外の項目について、ご協議をいたさうとするもの
でございます。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「1施設等の使用料
については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直
すものとする。2手数料については、前橋市の制度に統一するものとする。
3公共物の使用料及び占用料については、前橋市の制度に統一するものとし
る。ただし、公共物の使用料及び道路占用料は、経過措置により段階的に調
整するものとする。4協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事
と」で提案する使用料、手数料等の取扱いについては、別途定めるものとし
る。」
というものでございます。

使用料についての基本的な考え方ではありますが、施設建設後の経過年数や
規模の違い、あるいは住民負担の激変緩和などを考慮し、基本的には合併前
の料金体系を新市に引き継ぎ、新市移行後、使用料算出基準を同一にし、前
橋市の使用料・手数料の見直しサイクルの中で改定をするという考えでござ
います。

41ページから54ページにかけ、参考として体育関連施設の使用料や教
育文化施設等の使用料を掲載しております。

次に、手数料であります。手数料は負担公平の原則により、合併時に統一することが基本的な考え方になります。例えば、住民票の写しの交付手数料が同じ市内でありながら、交付を受ける場所によって、料金が異なっている場合は、住民に混乱が生じてしまうことから、合併時に統一を図りたいとするものであります。

55ページをご覧ください。各種証明等の手数料の金額を掲載しておりますが、表に記載してありますように住民票の写しの交付、印鑑に関する証明及び税に関する証明等の手数料につきましては、合併時に前橋市の制度に統一しようとするものでございます。

次に、56ページの公共物の使用料及び57ページの道路占用料であります。主に東京電力から徴収しているもので、ご覧のとおり前橋市と富士見村の料金に数倍程度の差があるものがございます。合併後数年の経過措置を設け、段階的に料金体系を統一したいという考え方です。

議案第37号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がございました議案第37号、協議項目18「使用料、手数料等の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようでございますので、議案第37号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第37号、協議項目18「使用料、手数料等の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第38号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業について、保健福祉部会より説明願います。

保健福祉部会副会長 保健福祉部会の阿部でございます。よろしくお願いたします。

議案資料の58ページをご覧ください。

議案第38号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業について、ご説明させていただきます。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「1保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。2保育料の取扱いについては、前橋市の保育料に統一するものとする。3介護保険料の取扱いについては、前橋市の介護保険料に統一するものとする」というものでございます。

次に、59ページをご覧ください。参考資料でございます。

1として、保健福祉関連の代表的な事業を掲載しております。

(1)の地域生活支援事業は、障害福祉施策となります。資料に記載のとおり、ふれあいスポーツ大会、手話奉仕員や点訳奉仕員の養成、次ページになりますが、在宅障害者社会適用訓練事業、聴覚障害者日常生活訓練事業、身体障害者自動車改造費補助事業など、メニューが充実している前橋市の制度に統一するものでございます。

次に、62ページをご覧ください。(2)母子健診でございますが、①の妊婦健康診査は、前橋市の制度に統一し、回数を6回にするというものでございます。②の3～4か月児健康診査、③の9～10か月児健康診査は、前橋市が医療機関に委託して行う個別健診となっており、富士見村は、7～8か月児を対象に、日にちを指定した集団健診方式となっております。合併後は前橋市の制度に統一し、富士見村でも個別健診方式により実施することとなりますので、受診者の利便性が向上すると考えております。

次ページをご覧ください。(3)成人検診は、若干、両市村の内容に差異がございますが、全般的にメニューが充実している前橋市の制度に統一するものでございます。

一番下の表、(4)の健康増進教育、健康ウォーキング講習会は、富士見村独自の取り組みでございます。合併後も継続して取り組む方針であります。

次に、64ページをご覧ください。両市村の保育料表の一覧表でございます。月額の保育料は、同じになっております。

表の下部に記載した※印の説明をご覧ください。前橋市では、すべての就学前児童を対象に第3子以降の保育料を無料化しております。富士見村の場合は、同時入所している場合に限り第3子以降の保育料を10分の1に減免する措置となっておりますので、合併後、富士見村に前橋市の制度を拡大し、保育料の軽減、子育て支援の充実を図るというものでございます。

次に、65ページをご覧ください。介護保険料の取扱いについての参考資料となります。事業の概要欄に記載のとおり、両市村とも3年に1度、事業

の見直しを行い介護保険料の改定を行うこととなっております。

平成20年度がちょうど介護保険料の見直しを行う年であり、合併年度となる平成21年度は、見直し後の新たな保険料となります。合併の期日が、平成21年5月5日と年度当初であること、さらには、平成19年度の決算見込額における一人あたりの給付額が、ほぼ同額となっていることなどから、今年度の事業計画見直し作業を両市村で連携して行い、平成21年度から介護保険料を統一しようとするものでございます。

議案第38号の説明は、以上でございます。

次に、保健福祉部会の行政制度比較表について、ご説明いたします。

別冊の資料2の9をご覧ください。

保健福祉部会が所管する事務事業としましては、1ページの1番、「地域改善対策事業」から、62ページの96番、「健康増進計画」まで、96の項目がございます。

それぞれの項目ごとに前橋市と富士見村の行政制度等の内容とその行政制度の調整方針案を記載しておりますので、先ほどご説明いたしました議案と併せてご協議いただきたいと思いますと考えております。

保健福祉部会からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第38号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業及び「保健福祉部会行政制度比較表」について、ご質問、ご意見等がございましたなら、ご発言願います。

《質疑応答》

庄司雅美委員 議長。

高木政夫会長 はい、どうぞ。

庄司雅美委員 63ページ③の腹部超音波検診というのを富士見村ではやってらっしゃる。前橋市ではやってないですね。富士見村でやっているものを前橋市で続けてやってもいいのではないかと思うのですけれども、その点の見解をお伺いしたいと思います。

保健福祉部会副会長 それでは回答させていただきます。富士見村で実施しておりますのも自己負担3千円をいただいて実施しております。前橋市でも3千円で市内のお医者さんで実施ができるということでございますので、実際の検診といたしましては同じにできるというような内容となっております。

関本照雄委員 議長。

高木政夫会長 はい、どうぞ。

関本照雄委員 いまのと同じですけれども。そうすると、新さわやか検診の中の、胃がんであるとか、大腸がんとかのかたちで、800円なり、1000円なりとか。それを補足して3000円というかたちで検診を受けるというシステムになっているわけですね。

保健福祉部会副会長 個人の希望によって受診ができるということで、別になっております。費用としては一緒でございます。

庄司雅美委員 さわやか検診に入れてはどうか、3000円というのを市長の決断で。さわやか検診の中に、パーセンテージとか入れ方は別にしても、新たに3000円とるとするか、3000円をさわやか検診の中に入れてするか、やるということは富士見でもやっているのだから。その辺のご苦勞をいただけるかということをお伺いしたいと思うのですが。

高木政夫会長 さわやかの中に入っていないので。現在も希望によって富士見が19歳以上に、3000円お支払いいただいて検診を受ける。ここにこういう記載になっていますからあれですけれども。前橋市も内容的にはまったく富士見と変わらないで、個人で3000円の負担によって受けることができるのです。

いま、平成20年4月1日から新さわやか検診、28項目の検診内容でありますので、この検診とは一緒ではございませんので、その辺を誤解のないようお願いしたいと思います。

関本照雄委員 ちなみに、年間、富士見の住民の皆さんはどのくらいの方が利用されているのですか。

保健福祉部会副会長 実数はちょっとあれなんですけど、それほど多くはないです。

高木政夫会長 他にご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 他にご意見もないようでございますので、議案第38号について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第38号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業及び「保健福祉部会行政制度

比較表」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第39号、協議項目24「新市基本計画に関すること」について、総務部会より説明願います。

総務部会員 議案資料の66ページをご覧ください。

議案第39号、協議項目24「新市基本計画に関すること」について、ご説明させていただきます。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「新市基本計画は、合併まちづくり事業計画に定めるところによるものとする。」というものでございます。

新市基本計画につきましては、第2回合併協議会終了後に、市町村の合併の特例等に関する法律第6条第3項の規定に基づきまして、群馬県知事と協議しております。

別冊の資料3になりますが、新市基本計画につきましては、前回の第2回協議会の際に説明しておりますので、群馬県知事との協議により変更になった部分のみを、ご説明させていただきます。

議案資料の67ページをご覧ください。

群馬県知事との協議により変更する部分でございますが、ご覧のとおり2箇所でございます。新市基本計画の29ページ、「観光」の項目の主要事業の部分でございますが、原案では事業名を「県立赤城公園の整備」、事業内容を「県立赤城公園整備事業（県と連携した大沼周辺の整備など）」としておりましたが、群馬県からの意見を踏まえまして、事業名を「赤城山頂周辺の活用」、事業内容を「県と連携した大沼周辺の整備、白樺牧場等の管理など」と変更しております。

また、この変更に関連します県事業の部分の表現をご覧のとおり変更しております。

議案第39号の説明は、以上でございます。

最後に、今後の新市基本計画の作成に関する手続きについて、ご説明いたします。

新市基本計画は、合併協議会において作成することになりますが、本日、この計画案をご承認いただきましたら、市町村の合併の特例等に関する法律第6条第4項の規定により、本計画の公表と総務大臣及び群馬県知事への送付を行うことにより、手続きが完了いたします。

総務部会からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第39号、協議項目24「新市基本計画に関すること」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようでございますので、議案第39号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第39号、協議項目24「新市基本計画に関すること」については、原案のとおり承認されました。

高木政夫会長 協議事項は、以上であります。

次に、次第の4番「その他」に移ります。

はじめに、委員の皆さんから何かございますか。

関本照雄委員 議長。

高木政夫会長 はい、どうぞ。

関本照雄委員 これで協議が大方終了でありますけれども、いままで協議をしてきた中におきまして、富士見村の制度を考慮しとか、あるいは、段階的に前橋市の制度に改めるとかというような箇所も大分でてきております。

その辺につきまして、いままで私ども前橋市は、大胡、粕川、宮城との合併で経験しておりますので、そういうところも配慮しながら新市基本計画を進めていただきたいということを、要望させていただきたいと思っております。

高木政夫会長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 他にないようでありますので、事務局から連絡事項等がございましたらお願いいたします。

事務局 それでは、事務局より1件ご連絡をさせていただきます。

次回の合併協議会等の開催予定について、ご説明させていただきます。

次回、第4回合併協議会を8月7日木曜日の午後2時から、前橋テルサの9階つつじの間で開催し、合併協定書の内容をご確認していただく予定であります。

また、協議会終了後の午後3時になりますが、8階けやきの間会場を移しまして、合併協定調印式を執り行う予定でございます。

委員の皆さまには大変お忙しいところ恐縮でございますが、第4回協議会並びに合併協定調印式にご出席くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、資料につきましては、従前と同様、事前にお届けしたいと考えております。

事務局からは、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

高木政夫会長 ただいま第4回の協議会及び合併協定調印式の件につきまして、事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

高木政夫会長 特にございませんか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 意見もないようでございますので、本日予定しておりました議事は、すべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

(場内拍手)

◎ 閉 会

司会者 大変ありがとうございました。

以上で、第3回前橋市・富士見村合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(会議録署名)

前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年 月 日

議長

署名委員
